

**地場出し・地場受け規制の廃止に係る「協会の従業員に関する規則」等の一部改正（案）  
に関するパブリックコメントの結果について**

平成 29 年 6 月 30 日  
日本証券業協会

本協会では、地場出し・地場受け規制の廃止に係る「協会の従業員に関する規則」等の一部改正（案）について、平成 29 年 5 月 17 日から 6 月 16 日までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見・質問（8社、9件）及びそれらに対する考え方は、以下のとおりです。

項番	意見・質問	考え方
1	<p>・意見</p> <p>上場会社等の特定有価証券等の取扱いがない特別会員（登録金融機関）においては、社内規則に定めるべき事項の対象から、「他の協会員への発注に関する事項」を除外する若しくは会員のみを対象として頂きたい。</p> <p>・理由</p> <p>特別会員（登録金融機関）で、その取扱い登録金融機関業務において、上場会社等の特定有価証券等の取扱いがない場合、その従業員が行う上場会社等の特定有価証券等の売買等は地場出しの対象から外れることから、社内規則に定めるべき事項のうち、「他の協会員への発注に関する事項」は不要と考えられるため。</p> <p>なお、上記特別会員（登録金融機関）においても、社内規則に「他の協会員への発注に関する事項」を定めなければならないとするなら、そのあるべき内容や方法次第では大幅な社内ルールの変更や役職員に対して過大な負担が掛かる恐れもあることから、具体的な内容や方法につき、示して欲しい。</p>	<p>「協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」では、第1条において、「この規則は、協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等について、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会の従業員における不公正取引を防止し、もって資本市場に対する信頼を確保することを目的とする。」と定めており、上場会社等の特定有価証券等の取扱いがない協会員においても、社内規則の制定等を行う必要があります。</p> <p>よって、従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する社内規則の制定とそれを遵守する態勢整備は現状と同様、今後も求められます。</p> <p>そのうえで、本改正は、協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の管理について、受注側の態勢に依存することなく、自社において適切に管理すべきである旨を改めて明らかにするものです。</p> <p>特別会員にあつては、その従業員が特定有価証券等の売買等を行う場合には他社に発</p>

項番	意見・質問	考え方
2	<p>・意見及び理由</p> <p>社内規則で、他社での口座開設・売買注文の発注に制限を加えていても、受注する側における制限が撤廃されれば、社内規則は空文化しかねない。(従業員の他社での口座開設、売買注文の状況を全て確認することは不可能に近い。)</p> <p>自主規制規則の見直しは、結果として従業員の投機的売買を誘引することになりかねず、特に、ネット証券での口座開設が可能となれば、その影響は極めて大きいと思われる。</p> <p>社外役員（取締役、監査役）を、地場出し、地場受けに関する自主規制規則の適用対象から除外することも選択肢の一つと考える。</p>	<p>注することを想定して社内規程を整備しているところと考えられますので、地場出し・地場受け規制の廃止をもって、直ちに社内規程の変更が生じるものではないと考えます。</p> <p>なお、本改正に伴い、社内規則の作成に関する考え方や、協会員間の取引情報の提供に関する考え方について、「協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」第4条について、Q&amp;Aによりお示しいたしますので、趣旨をご理解いただき、適切な社内体制を構築ください。</p> <p><b>【社内規則において「地場出しの禁止」を継続することについて】</b></p>
3	<p>・意見</p> <p>協会規則上「地場出し」は禁止行為ではなくなるが、自社規程において「地場出しの禁止」を継続しても問題ないでしょうか。</p> <p>・理由</p> <p>「地場出し」分も含めて、自社役職員の売買管理を継続する必要があるが、「地場出しの禁止」を継続した方が自社規程上も簡潔・簡便なものになると思われるため。</p>	<p>従来、従業員の自己取引を厳格に管理するため、本協会規則の範囲を超えて、他の協会員での取引を原則として禁止する旨の社内規則を設けていた社もあろうかと思えます。そうした社においては、本改正のほか、自社において当該規定を導入した経緯等を踏まえ、引き続き他の協会員での取引を原則として禁止することも考えられます。</p>
4	<p>「弊社の従業員売買の対応」</p> <p>弊社では、従業員が保有している株式の売買については、通常は従業員が自由に売買出来ないように従業員の口座は取引停止をかけております。従業員が株式売買を行うに当たっては、所定の書面を所属長、コンプライアンス部長に提出し、承認を得た後、コンプライアンス部にて取引停止を解除し発注を許可しております。</p> <p>コンプライアンス部においては、法人関係</p>	<p><b>【他の協会員の従業員による有価証券の売買その他の取引等の受注及び審査について】</b></p> <p>各協会員において、顧客が信用取引やデリバティブ取引の口座開設を行おうとする際に、当該顧客が他の協会員の従業員であることを確認する義務はありませんが、当該顧客が禁止行為を行おうとしていること(信用取引口座設定の申し込み等)を把握した場合には、当該顧客に対し何らかの注意喚起を行うことも考えられます。</p>

項番	意見・質問	考え方
	<p>情報に基づく売買では無いか、投機的な売買では無いかを確認してから発注の許可を出しております。なお、弊社においては、株式買付日から原則3か月間は売却できない規程になっており、また、一部の銘柄においては投売の売買を防止する面から自粛するよう求めています。</p> <p>地場受け地場出しの規制が撤廃されると、社内規則に係らず自由に同業他社に注文を発注出来ることになり、従業員が規則を守って発注しているかどうかの検証が出来なくなります。</p> <p>上記を踏まえ、</p> <p>①あくまでも、自社経由で発注する注文に関しては自社でチェックし、同業他社で発注した注文に関しては自社では何もチェックはしなくて良いということでしょうか？それとも、同業他社で注文発注する場合でも、社員から他社で注文を出すことの申告を受け、売買の許可を行い、約定の有無を確認するような作業が必要になるのでしょうか？</p> <p>②逆に、同業他社の社員が当社に口座を開設し、株式の売買をするような際には通常の顧客と同様に扱い、特段の措置をする必要は無いのでしょうか？</p>	<p>日々の取引審査においては、「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」等を踏まえ各協会員において実施されているものと認識しています。顧客の取引が法令や規則に違反するおそれがあるものであることを把握した場合には、当該顧客への注意喚起や取引停止も含め、各社において従来どおり適宜ご対応ください。</p> <p><b>【禁止行為の報告等について】</b></p> <p>実際に違反行為を把握した場合でも、本改正によって受託協会員に何らかの報告義務を課すものではありません。信用取引やデリバティブ取引の発注の禁止に限らず、何らかの禁止行為が行われていることを認識した際には、当該顧客に対し注意喚起を行うほか、場合によっては本協会に直接ご連絡、ご相談いただく等、従来どおり、各社において適宜ご対応ください。</p>
5	<p>・意見</p> <p>「地場出し・地場受け」が禁止行為ではなくなっても、自社役職員の売買管理は自社で行わなければならないのであるから、「地場受け」にあたっては、他の顧客と同様の売買審査は行うが投機的売買等について特別な審査を行わない予定だが、問題無いでしょうか。</p>	

項番	意見・質問	考え方
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理由</li> </ul> <p>他の協会の社内規程等は判らなく、当社の現行システムでは協会勤務顧客の抽出も困難であるため。</p>	
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見</li> </ul> <p>第7条1項、第7条第2項、第7条第3項第4号の廃止案に関しては、基本的に各協会が定める社内規程内において規定することが定義されていますが、協会の従業員であることを知らされている顧客より、各社の規程に反し、現物による投機的な売買や信用取引・デリバティブ取引の注文を継続的に受託していた場合、受託証券側が責任追及されることはないのでしょうか。</p> <p>また、禁止行為にあたる取引を受託した場合、貴協会や相手方となる他協会に対し、受託証券会社側からの報告義務等は発生しないという認識で良いのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理由</li> </ul> <p>受託証券会社の責務として、責任を追及される可能性があるのであれば、従前どおりに、口座開設時や属性変更時のチェック等を継続し、取引制限等の対応をせざるを得ないと考えています。</p>	
7	<p>他の協会の従業員が、当社の顧客として協会則違反である信用取引等の口座を開設し、取引を行っていることを後から知って措置を取る場合、今回の改正で協会の従業員に関する規則第七条2が削られたため、当社から取引停止とする根拠がないものの、当方から一方的に新規取引を規制し、建玉解消後に口座閉鎖するような顧客の要望に拘らない措置を是とすることに問題はないでしょうか。</p>	

項番	意見・質問	考え方
8	<p>・意見</p> <p>地場受け規制に代わる枠組みの検討を要望する</p> <p>・理由</p> <p>地場受け規制は、法人関係情報を利用した取引などの不正な従業員取引に対して、現在も一定の抑止力を有していることは否定できないと考える。地場受け規制を廃止するのであれば、それに代わる業界レベルの枠組みも引続き検討していくべきと考える。この点、自主規制規則の改善等に関するワーキング・グループ第61回の議事録にもあるが、アメリカでとられている枠組み — 証券会社の役職員が他社で口座を開設する際の自社への報告義務、および他社証券会社の役職員が取引を行った際の当該役職員の勤務先証券会社への報告義務 — は検討に値する と考える。</p>	
9	<p>・意見</p> <p>従業員が勤務する協会員（「勤務先協会員」）と、当該従業員の取引を執行する協会員（「受託協会員」）との間で取引明細等を円滑に授受し、必要があれば勤務先協会員から受託協会員に対して内容に関する照会を直接行えるようにするなど、内部管理に必要な範囲で協会員間の情報共有が可能となるよう、関連する法令等の適用を整理し、あわせて従業員取引管理の枠組みモデルを提示して頂きたい。</p> <p>・理由</p> <p>地場受け・地場出し規制の撤廃に伴い、勤務先協会員においては他の協会員への従業員取引の発注に関する事項を含む社内規則を制定することとなるが、改正の趣旨を踏ま</p>	

項番	意見・質問	考え方
	<p>えると、投機的売買やインサイダー取引防止の観点から、各証券会社が自主的に引き続き従業員が行う取引を管理・監視することが求められていると理解している。そのためには、勤務先協会員としては、従業員の口座の取引状況を把握しておく必要があると考えるが、従業員自身に個々の取引の報告（取引明細等の提出など）を求めると、漏れが生じたり徴求に時間がかかる等、その管理が困難となる可能性がある。また、従業員が過誤によりあるいは意図的に、社内規則に反するような取引を他社で行った場合に、事後的に発見する機会が失われる可能性がある。</p> <p>したがって、勤務先協会員と受託協会員との間で取引情報を円滑に授受できるような従業員取引管理の枠組みモデルを提示して頂きたい。具体的にはまず、勤務先協会員と受託協会員の間で、あらかじめ従業員本人の包括的同意を徴求することを前提として、必要な範囲での情報共有を行うことが、顧客情報や個人情報の漏洩に該当しないことを明確にして頂きたい。または従業員がグループ内の他の協会員で取引を執行した場合における勤務先協会員と受託協会員の内部管理部門間の取引情報の授受がファイアーウォール規制違反等に該当しないことも明確にして頂きたい。また、インサイダー取引等の疑いがある場合には勤務先協会員の内部管理部門から受託協会員の内部管理部門に取引内容の照会や調査依頼ができるようにして頂きたい。</p> <p>さらに、上記の包括的同意をあらかじめ受けることによって、当該同意が取消されるまでの間、受託協会員が当該従業員に取引明細等を送付する際にその写しを勤務先協会員</p>	

項番	意見・質問	考え方
	に対しても同時に送付することを業界全体に導入することも検討して頂きたい。	

以 上